

船舶事故等調査報告書

平成21年10月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第115号	
事故等種類	転覆	
発生日時	平成21年7月29日 04時40分ごろ	
発生場所	長崎県対馬市 水崎港外防波堤灯台から真方位290° 2.9海里付近 (概位 北緯34° 22.1′ 東経129° 13.0′)	
事故等調査の経過	平成21年8月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所） ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 ^{こうえい} 孝栄丸、4.6トン	
船舶番号、船舶所有者等	NS3-89507（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	機関・航海計器の一部ぬれ損	
事故等の経過	本船は、船長1人が乗り組み、一本釣り漁の目的地に着いたが、波があつたので、対馬市竹敷港に帰航することとし、船首を北西方に向けて約10ノットの速力で、手動操舵により航行中、北方から大きな波を右舷側に受けて、平成21年7月29日04時40分ごろ、左舷側に転覆した。その後、付近にいた僚船により、竹敷港までえい航された。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 5、視界 良好 海象：うねり なし、波高 約3m	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、航行中、北方からの波浪を右舷側から受けたため、転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が水崎港西方沖を航行中、北方からの波浪を右舷側から受けたため、転覆したことにより発生したものと考えられる。	